

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5348

No.	項目	内容						
①	処分名	道路内建築の特例許可(包括同意)						
②	法令名	建築基準法						
③	法令番号	昭和25年法律第201号						
④	根拠条項	第44条第1項第2号						
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各土木事務所長(京都土木事務所長を除く。))						
⑥	法令の定め	(道路内の建築制限) 第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 一 地盤面下に設ける建築物 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの 三～四 略 2 略						
⑦	審査基準	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る包括同意基準 http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kyoka.html						
⑧	経由機関名							
⑨	協議機関名	市町村等、消防長又は消防署長						
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 28日						
		<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td>14日</td> </tr> </table>	経由期間		協議機関	14日	当該処分機関	14日
経由期間								
協議機関	14日							
当該処分機関	14日							
⑫	問合せ	建設交通部建築指導課建築基準係(tel 075-414-5348)						
⑬	備考	審査基準に適合しないものは、個別に通行上支障がないことの判断が必要となり、年に数回開催する京都府建築審査会の同意が必要となる。						